

付郵便送達における送達場所

【文献種別】 判決／仙台高等裁判所秋田支部
【裁判年月日】 平成29年2月1日
【事件番号】 平成28年（ネ）第39号
【事件名】 債務不存在確認請求控訴事件
【裁判結果】 取消し・差戻し（確定）
【参照法令】 民事訴訟法107条
【掲載誌】 判時2336号80頁

LEX/DB 文献番号 25546703

事実の概要

本件において、被控訴人は、その運転する車両が控訴人の運転する車両に追突し、控訴人が頸椎捻挫の障害を負った交通事故（以下、「本件事故」という。）に関し、損害の有無及びその額に争いがあるとして、本件事故に基づく損害賠償債務が66万8,580円を超えては存在しないことの確認を求めた。

原審（山形地鶴岡支判平28・7・13公刊物未登載）は、控訴人が口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しなかったため、控訴人において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなし、被控訴人の請求を認容した。

これに対して控訴人が、本件訴状副本、第一回口頭弁論期日呼出状及び判決正本を書留郵便に付して送達した原審の送達手続は違法、無効であり、訴訟手続の法令違反があるとして、原判決の取消し、差戻しを求めたのが本件である。

判決の要旨

原判決取消し・差戻し。

1 「書留郵便に付する送達は、その発送時において、その送達場所が受送達者の住居所でなければならず、かつ、その住居所については、受送達者が現にそこに居住または現住しているなど実体を伴うものであることを要する」。

2 「控訴人は、〔山形県内〕…の住居で単身居住していた者であるところ、本件訴え提起前〔に〕

…、東京都内の会社に就職し、仕事の都合で勤務先の近傍にある〔東京都内〕…の住居に転居して同所での生活を開始し、その後現在に至るまで同所に継続して居住し、〔山形県内〕…の住居に頻繁に戻ることはなかったこと、他方、〔山形県内〕…の住居は、控訴人の転居後は空き家となり、表札がなく、近隣住民も控訴人の転居の事実を知らないなど、控訴人との平素の人的交流がなかったことが認められ、これらの事実を総合すると、〔東京都内〕…の住居に転居した後の遅くとも本件訴え提起時及びそれ以降は、控訴人には〔山形県内〕…の住居での社会生活・地域生活の実体がなかったことが明らかであり…、本件訴え提起時及びそれ以降における〔山形県内〕…の住居は、もはや実体を伴うものであったとはいえず…、控訴人の住所は、既に実際に起居して生活の本拠としていた〔東京都内〕…の住居にあったと認めるのが相当である。

3 「控訴人に調書判決正本が有効に送達されていないから、控訴人の控訴期間は進行を開始しておらず、本件控訴は有効である」。

判例の解説

一 はじめに

送達とは、当事者その他の訴訟関係人に対し、法定の形式で訴訟上の書類を交付してその内容を了知させ又は交付を受ける機会を与える司法機関の訴訟行為である¹⁾。送達が適式になされることにより一定の訴訟上の効果が生じることから、訴訟行為として重要な意義を有している²⁾。

また、当事者が時宜に応じて適切な訴訟行為を行うためには、訴訟上の書類の内容を了知している必要があるところ、書類の交付こそが名宛人をして内容を了知する最も確実な方法であることから、そのような了知の確実性を担保するべく、送達は原則として受送達者に対して直接交付する方法（交付送達ないし出会送達）によるべきであるとされている³⁾。もっとも、原則的な方法のみならず補充送達や差置送達もできない場合には、そもそも交付が予定されない書留郵便等に付する送達（以下、「付郵便送達」という。）の方法によることも例外的に認められている（民訴107条）。

なお、送達は法定の方式によってなされることを要するので、これに反する送達は違法・無効とされる。

本件において、担当書記官は、山形県内にある控訴人の住居に宛てて訴状副本、第一回口頭弁論期日呼出状正本及び調書判決正本の付郵便送達を実施しているが、発送の時点で控訴人が既に東京に転居していたため、これが有効な送達といえるか否かが争われた。

二 本件の背景

控訴人は、平成25年12月の本件事故当時、山形県内の住居に単身で居住していたが⁴⁾、平成27年12月に東京の会社に就職、稼働することとなったため、東京都内に転居した。それ以降、控訴人は東京都内の住居で生活をしているため、山形県内の住居に頻繁に戻ることはなかったが、住民登録上の住所は変更していなかった。

このような状況において、平成28年1月、被控訴人が控訴人に対して債務不存在確認の調停の申立てをしたが、控訴人が不出頭であったために調停が不成立となり、その後平成28年3月に、被控訴人からの訴え提起がなされたものである。

三 受送達者の住所等

1 送達場所の分類

送達場所とは送達すべき書類を受送達者に対し交付すべき場所をいい、大きく（i）基本的な送達場所（民訴103条1項所定の「住所等」）、（ii）送達場所届出制度（民訴104条）による送達場所、（iii）例外的な送達場所（民訴100条、同105条、同106条1項後段）の3つに分類される⁵⁾。

また、送達は職権をもってなされるところ（民

訴98条1項）、選定可能な送達場所が複数ある場合には、原則として送達事務取扱者である裁判所書記官（同2項）が、その裁量により選定する⁶⁾。

2 送達場所の不明と住所等の調査

本件において担当書記官は、訴状副本と第一回口頭弁論期日呼出状等を、控訴人の山形県内の住居宛に特別送達による交付送達を試みているが、送達書類が保管留置期間経過のために返還され、再度の交付送達（休日指定の特別送達）も不奏功であった。

このような場合、実務的には担当書記官から当事者に対して住所等の調査を促される（民訴規56条）のが一般的であり、本件でも担当書記官から被控訴人代理人に対して控訴人の就業場所と所在の裏付けを行うように指示がなされている。

そこで、被控訴人代理人が債権回収会社に委託をして、控訴人の所在等を調査したところ、当該債権回収会社が控訴人の山形県内の居住を確認した旨の調査報告書を作成し⁷⁾、被控訴人代理人により当該報告書が裁判所に提出されたため、担当書記官は民訴法107条1項1号に基づき付郵便送達を実施した⁸⁾。

3 民訴法107条1項1号に基づく付郵便送達

この付郵便送達は、（i）民訴法103条の規定による送達をすべき場合で、（ii）民訴法106条の規定による送達をすることができない場合に実施することができる⁹⁾。

本件は、（i）そもそも控訴人に訴状副本も送達されておらず、送達場所届出義務が生じていないケースであるから¹⁰⁾、送達場所届出制度の適用の範囲外においてなされる送達といえ、民訴法103条の規定による送達をすべき場合に該当する。また、（ii）同条所定の住所等における交付送達、補充送達及び差置送達は奏功していない¹¹⁾。さらに、本件では控訴人の就業場所も判明しておらず、交付送達、補充送達及び差置送達ができなかったものであり、担当書記官が発送の時点で被控訴人代理人から提出された資料に基づいて要件の具備を検討し、付郵便送達の方法によったこと自体は裁量の範囲内であったといえよう。

なお、実務的には付郵便送達と公示送達のいずれによるべきか判断に悩む場面もあり、「電気、ガス、水道等のライフラインが稼働しており、そ

他の状況を総合して、最終的に受送達者が現実
に送達書類を受領する可能性がある
と判断できるのであれば……、付郵便送達の手
続を取る」との指摘が参考になる¹²⁾。

4 付郵便送達と送達場所の固定化効

上記の付郵便送達がなされた場合、それ以降も
送達場所の届出がなされないときには付郵便送達
の宛先とされた場所に送達されることになる(民
訴104条3項3号)。すなわち、現行法では、付郵
便送達が行なわれた段階で送達場所届出制度の適用
範囲に組み込まれる建付けとなっており、付郵便
送達において宛先とされた場所を送達場所として
特別送達等による通常の交付送達が試みられるこ
とになる¹³⁾。

本件において担当書記官は調書判決正本を控訴
人の山形県内の住居宛に特別送達による交付送達
を試みているが、保管期間経過のため返還された
ことから、今度は調書判決正本を同所に対して民
訴法107条1項3号に基づいて付郵便送達をし
た¹⁴⁾。

5 付郵便送達における宛先

ところで、民訴法107条1項1号に基づく付
郵便送達による場合、受送達者の住所等(民訴
103条1項)に宛てて送達を実施しなければなら
ないところ、ここでいう「住所等」とは、本判決
指摘のとおり、「発送時において、その送達場所
が受送達者の住居所でなければならず、かつ、そ
の住居所については、受送達者が現にそこに居住
又は現在しているなど実体を伴うものであること
を要する」と解されている¹⁵⁾。

したがって、本件では、控訴人の転居後、遅く
とも本件訴え提起時及びそれ以降は、山形県内に
生活実体は認められず、東京都内の住居に宛てて
付郵便送達を実施されなければならなかった。

これに対して、被控訴人は、控訴人が山形県内
に住居登録を残していること、郵便物の転送手続
をとっていないこと及び山形県内の住居でライフ
ラインの供給契約を継続していたことを挙げて、
山形県内の住居が生活の本拠であったと反論して
いる。しかし、送達場所としての住所とは「客観
的にみて、その者が現実にもその場所を本拠とし
て生活している場所〔であり〕……必ずしも住居登
録をしている場所とは限らない」とされており¹⁶⁾、

また、転居後に郵便物の転送手続をしないからと
いって直ちに元の住所を生活の本拠と考える必然
性もない。さらに、生活の本拠でなくてもライフ
ラインの供給契約を締結したままにすることは
間々あることから、いずれも説得的な反論とはい
えない。

いずれにしても、山形県内の住居に対する付郵
便送達は、客観的に真実の住居所でない宛先を送
達場所として行われた送達というほかなく、その
効力が生じないことは明らかといえよう¹⁷⁾。

四 まとめ

本件において担当書記官が付郵便送達の方法に
よったこと自体はともかく、判文から調査報告書
の内容をみる限り、債権回収会社の担当者をして
2度、山形県内の控訴人の住居に訪問し、「築40
年ほどの平家建て戸建住宅に表札はなく、郵便物
もなく、家人の応答はなく、洗濯物は干されてお
らず、敷地内に車両は駐車されていなかった」に
も拘らず、近隣の者2名に控訴人居住の有無を
尋ね、「単身居住しているが勤務先は分からない」
と回答を受けたことを以て、控訴人の居住を確認
したというのであるから慎重な判断がなされたとい
えるかどうかは甚だ疑問である。

本件のような調査報告書の内容であれば、担当
書記官はこれを安易に受け容れるのではなく、被
控訴人代理人に対して再調査を依頼するなど、送
達場所の判断をさらに慎重に行うべきであった¹⁸⁾。

なお、本件では原裁判所が平成28年7月13
日に判決を言い渡し、平成28年9月13日に控
訴が提起されているが、「控訴人に調書判決正本
が有効に送達されていないから、控訴人の控訴期
間は進行を開始しておらず、本件控訴は有効であ
る」と判示している。これは「仮に原審の送達手
続が有効であるとしても、控訴の追完……が認め
られるべきである」として、原判決の取消しと請
求棄却を求めた予備的控訴に対する裁判所の応答
であるが、そもそも訴状の送達が有効になされて
おらず訴訟係属も生じていないことになる本件で
は、適法な控訴があったとするのではなく、判決
無効を前提に判断するべきではなかったかなど理
論的に留意すべき点もある。

●—注

1) 最高裁判所職員総合研修所『民事実務講義案Ⅱ〔四訂

- 再訂版)』(司法協会、2014年)1頁、秋山幹男ほか『コメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第2版)』(日本評論社、2006年)335頁。
- 2) 裁判所職員総合研修所『民事訴訟関係書類の送達実務の研究〔新訂)』(司法協会、2007年)2頁。
 - 3) 講義案Ⅱ・前掲注1)30頁、秋山ほか・前掲注1)350頁。
 - 4) 控訴人は、本件事故後、平成26年8月下旬頃まで通院治療、平成27年11月27日付で症状固定の診断を受けた。また、本件事故の物損については平成26年3月に示談が成立している。平成27年10月に被控訴人代理人が控訴人に対して本件事故に関して示談交渉を進めたい旨の意向を伝えたが、控訴人からは何らの連絡もなされなかったという経緯がある。
 - 5) 送達実務の研究・前掲注2)71頁。
 - 6) 送達事務は原則として書記官固有の職務権限に属するとされ、受訴裁判所の書記官の判断と責任で行われる(講義案Ⅱ・前掲注1)3頁)。送達場所についても書記官の裁量で選定がなされる(講義案Ⅱ・前掲注1)18頁)。送達実務の研究・前掲注2)71~72頁によれば「選定にあたっては、送達の目的を達するために最も実効性のある場所であることや、当事者の意思を尊重して行う必要があるし、それらが明らかでなければ、記録上判明する限り最も送達が可能となる可能性が高く、かつ受送達者にとって都合がよいと思われる場所を選ぶべきである」とされている。
 - 7) 通常、受送達者の親族、近隣の住人、管理人からの事情聴取、民生委員の陳述書、建物の状況、郵便ポストの状況、電気、ガス、水道のメーター、昼間のカーテン・ベランダ・庭の状況、洗濯物等の状況、夜間の明かりの状況、自動車の状況等の調査がなされる(送達実務の研究・前掲注2)161頁)。
 - 8) なお、裁判所書記官研修所『新民事訴訟法における書記官事務の研究Ⅱ』(司法協会、1998年)131頁によれば、「書記官は、住所等への送達が不在等のため奏功しなかったことを相手方当事者に伝えてその裏付調査、就業場所の調査を求めたこと、及びその調査によって得られた……要件の認定資料(報告書等)を記録上明確にしておく必要がある」とされている。
 - 9) 送達実務の研究・前掲注2)154頁。なお、付郵便送達の実施を選択するか否かについても裁判所書記官の裁量であり、付郵便送達の要件が備わったとしてもなお特別送達の方法を裁量的に試みることも可能とされる(秋山ほか・前掲注1)407頁参照)。
 - 10) 当事者は送達場所を受訴裁判所に届け出なければならぬ(民訴104条1項前段)、被告側の具体的な届出義務は、訴状の送達を受けた時に発生する(講義案Ⅱ・前掲注1)23頁)。この届出義務についての被告への教示は、実務上、訴状副本の送達に際し説明書面を同封することにより行われる(送達実務の研究・前掲注2)85頁)。
 - 11) 講義案Ⅱ・前掲注1)38頁によれば、「交付のほか、補充送達受領資格者を積極的に探索し、又は実際に受領を促すなどしたことを要するのではなく、特殊な交付送達の方法も含めおおよそ交付送達ができない」場合はい、不在による不奏功がその典型とされている。
 - 12) 送達実務の研究・前掲注2)200頁。反面で「あて先としている受送達者の住所等に継続的に居住はしていないものの、定期的あるいは不定期にその場所に立ち寄っているように推測でき、送達の可能性もないではない」というような場合には、付郵便送達によることができないので、「ライフラインの稼働状況等を始めた諸事実を勘案した上で、最後の送達手段である公示送達の方向で処理する」(送達実務の研究・前掲注2)200頁)とも指摘されている。
 - 13) 講義案Ⅱ・前掲注1)39頁。直ちに2度目の付郵便送達ができるわけではないことに注意が必要である(講義案Ⅱ・前掲注1)27頁)。ここで試みられた特別送達等の通常の交付送達が不奏功の場合に、民訴107条1項3号によって付郵便送達がなされ、それ以降は同107条2項により同じ場所に宛てて直ちに付郵便送達ができることになる(同39頁)。
 - 14) 講義案Ⅱ・前掲注1)38~39頁によれば、「付郵便送達が発信主義をとっており(法107条3項)、また、一度この付郵便をするとは以後送達場所固定の効果が生じることから、その前提手続である住所等における交付送達について、休日配達指定郵便による再度の交付送達を試みるなど(これに代え、執行官送達を試みる運用もある。)、送達書類の種別に応じ、慎重な運用がされている」とされる。送達実務の研究・前掲注2)159頁も同旨。
 - 15) 講義案Ⅱ・前掲注1)38頁。送達実務の研究・前掲注2)8頁。これに対し、「[民訴107条]1項2号3号の規定による書留郵便等に付する送達にあつては、実体的な意味としての『住所等』に宛てて発送することを要求するものではなく、その宛先は届出または奏功に係る送達場所とすべきとしており、たまたまそこが受送達者の住所等と一致するようにみえても、そこはもはや実体的な意味での『住所等』とは切り離された概念で、現実的に受送達者が居住している必要はまったくない」(秋山ほか・前掲注1)402頁)とされる。
 - 16) 講義案Ⅱ・前掲注1)18頁、送達実務の研究・前掲注2)73頁。
 - 17) 講義案Ⅱ・前掲注1)41頁。
 - 18) 裁判所の職権による調査囑託(民訴186条)の余地も指摘されており(講義案Ⅱ・前掲注1)18頁)、警察に対する所在調査の調査囑託を試みた例もあるようである(送達実務の研究・前掲注2)202頁参照)。

立命館大学准教授・弁護士 川中啓由